

島教指第96号
令和2年4月10日

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長
(教育指導課)
(特別支援教育課)

新型コロナウイルス感染症の感染例が県内で判明した場合の
臨時休業期間中における留意事項について (通知)

このことについては、この度、県内で新型コロナウイルス感染症の感染例が判明し、県立高校を臨時休業としたことに伴い、令和2年3月3日付け島教指第1126号〔廃止済〕を参考に、改めて対応を検討しました。

つきましては、別添文書を参考に、各学校で指導に努めていただきますようお願いいたします。

【担当】

教育指導課 学力育成スタッフ
電話 0852-22-5412

特別支援教育課 指導スタッフ
電話 0852-22-5988

新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業における感染予防に関する指導等について

令和2年4月 島根県教育委員会

I 新型コロナウイルス感染症等の感染予防に関する指導について

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための措置であることを理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう、家庭との連携を密にし、指導の徹底を図ること。また自宅においては、手洗い、咳エチケットなど基本的な感染症対策を徹底させるとともに免疫力を高めるために、十分な睡眠、バランスの取れた食事、適度な運動などに心がけるよう指導すること。
- 2 やむをえず外出する際には、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集空間」「間近で緩和や発声をする密接場面」のいわゆる3つの「密」を避け、マスク等咳エチケットに心がけるとともに、できるだけ人混みを避けて行動し、帰宅後は必ず手洗いをするよう指導の徹底を図ること。
- 3 毎日、検温をし、風邪の症状の確認など健康観察を徹底し、記録をするよう指導する。
- 4 発熱等風邪の症状がある場合や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ、息苦しさなどの症状がある場合は、最寄りの保健所にある「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談する。その場合には、保護者が学校へ連絡をするよう体制を整備し、徹底すること。

帰国者・接触者相談センター

松江市・島根県共同設置松江保健所 0852-33-7673

雲南保健所 0854-47-7778

出雲保健所 0853-24-7028

県央保健所 0854-84-9812

浜田保健所 0855-29-5970

益田保健所 0856-31-9512

隠岐保健所 08512-2-9600

Ⅱ 学習指導について

- 1 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることを防ぐよう、児童生徒の実態等をふまえ、可能な限り、家庭学習を適切に課すこと。
- 2 児童生徒が自立した学習者として、自らの学習面での到達目標を明確化し、その達成に向け適切な学習計画を立てられるよう、また必要に応じてその計画を修正しながら目標の達成に向けて努力できるよう適切な支援を行うこと。
- 3 家族とのふれあいが生まれるような課題を設定したり、学年段階や個に応じた課題の出し方を工夫したりすること。その際、各教科間の調整を十分行い、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る課題や応用・発展的な内容に取り組む課題に、個々の児童生徒が自主的に取り組めるよう配慮すること。
- 4 読書など、普段の生活の中で時間を割きにくいことにも積極的に取り組むよう推奨すること。

Ⅲ 児童生徒の指導について

ホームページ、スクールメール、電話連絡、プリント郵送などを通じて、学校の状況などについて定期的に情報を発信することに努める。

電話などによる家庭への定期的な連絡により、安否確認や健康観察など生活状況の把握に努める。

児童生徒の心のケアについて

新型コロナウイルスの影響による児童生徒の心のケアについてはいつも以上に配慮する必要がある。そのため以下の相談窓口を児童生徒、保護者に周知しておくこと。

困ったときの相談

新型コロナウイルスを理由としたことなどで困っているとき

★学校電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

※心のケアや福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）を活用することができることもあわせて周知すること。

いじめの問題や心の不安などについて24時間無料で電話相談できる窓口

○いじめ相談テレフォン 0120-779-110

○24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

1 生活全般についての指導

- (1) 児童生徒にとって計画的な生活となるよう、生活プログラム等について、家庭と密接な連絡をとり、適切な指導・支援を行うこと。
- (2) 児童生徒が「十分な睡眠・休養」「バランスのとれた食事」「自宅で行える適度な運動」に気をつけ、健康的な生活リズムを保てるよう家庭に働きかけながら、適切な指導・支援を行うこと。
- (3) 児童生徒が家事などに積極的に協力することを通して、奉仕的、勤労的な態度が育成されるよう適切な指導・支援を行うこと。
- (4) 児童生徒が自ら安全な生活を送ることができるよう、家庭や地域と十分連携を図り、適切な指導・支援を行うこと。

2 生徒指導

(1) 児童生徒の問題行動等の未然防止について

- ① 児童生徒の問題行動等については、保護者、関係機関・団体等、地域内の学校との連携を十分に図り、その未然防止に努めること。
- ② 問題行動が発生した場合は、当該児童生徒の指導、事後措置等について家庭と十分に連携し、関係機関とも協力して指導を進めること。また、県教育委員会への報告が必要と判断される場合は、速やかに行うこと。
- ③ 児童生徒に有害な図書やDVDのほか、インターネット上の有害サイトなどは、児童生徒の性に関する問題行動を助長するような社会環境の脆弱性が指摘されていることを十分考慮して指導すること。

(2) 新型コロナウイルスを理由としたいじめや偏見は決して許されないことを徹底すること。なお、いじめを発見したり、相談を受けたりした場合は、教職員が抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげること。

(3) スマートフォン等によるインターネットの利用に伴う諸問題について

- ① スマートフォン等によるインターネットの利用については、家庭との連携を図り、その利便性と危険性について認識させ、フィルタリングの設定や利用方法についてのルール作りを家庭で行うよう指導を徹底すること。
- ② 電子メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、インターネット上の不適切な書き込みは法に抵触する可能性があることを周知すること。また、ネットトラブルの被害者または加害者とならないための指導を徹底すること。特に新型コロナウイルスに関してはSNS等で不確かな情報が多く見られる状況を鑑み、生徒が安易に信じて不安になったり、不適切な書き込み等をして拡散させたりすることがないように徹底すること。
- ③ コミュニケーションサイト等の利用による児童生徒の性犯罪被害が増加傾向にあることから、未然防止のための指導と啓発を徹底すること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大に便乗した不審な電話やメールによる犯罪被害にあわないよう注意喚起すること。

- (4) 不登校やその傾向がみられる児童生徒には、継続して各児童生徒に応じた関わりや働きかけを行い、家庭や関係機関と連携して学校復帰を含め、社会的自立に向けた支援を行うこと。
- (5) 要保護児童等など家庭での生活状況を把握する必要がある場合、定期的な安否確認を含めた生活状況の確認をすること。必要があれば、要保護児童対策地域協議会、児童相談所、警察など関係機関と連携し、電話連絡や家庭訪問を実施すること。

3 安全指導

(1) 生活安全

- ① 児童生徒が犯罪に巻き込まれることのないよう、家庭や地域、警察など関係機関と連携し、防犯意識の向上が図られるよう指導を徹底すること。また、未然防止や事件発生時の的確な対応等について具体的な指導を行うとともに、保護者への啓発にも努めること。
- ② 必要に応じて、島根県警から配信される「みこびー安全メール」など安全に関わる情報を児童生徒、保護者へ提供のうえ、注意喚起するなど適切に対応すること。

(2) 交通安全

家庭や地域と連携を図りながら、道路横断時の安全確認、自転車乗車時の交通ルールの遵守について十分指導するとともに、歩行中のスマートフォン操作などを含め、道路上での危険について認識し、安全な行動をとることができるように適切な指導を行うこと。

(3) 災害安全

島根県防災メールをはじめ、テレビ、ラジオ等のメディアを通して災害発生時における状況把握や対応を迅速・適切に行えるよう、地域や関係機関と連携した情報連絡体制を整備・確認しておくこと。